

事後調査報告書

平成 31 年 4 月 11 日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

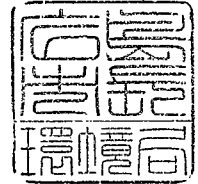
住 所 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

氏 名 広島市

広島市長 松井 一實

(環境局施設部施設課)

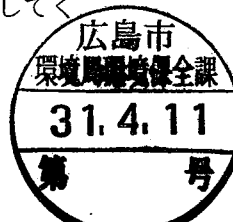
電話番号 082-504-2211



広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項において準用する同条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対 象 事 業 の 名 称	安佐南工場建替事業
事 後 調 査 の 種 類	工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙 1 のとおり
事後調査の結果	別紙 2 のとおり
環境の保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全措置を適切に講じました。
そ の 他	別紙 3 のとおり

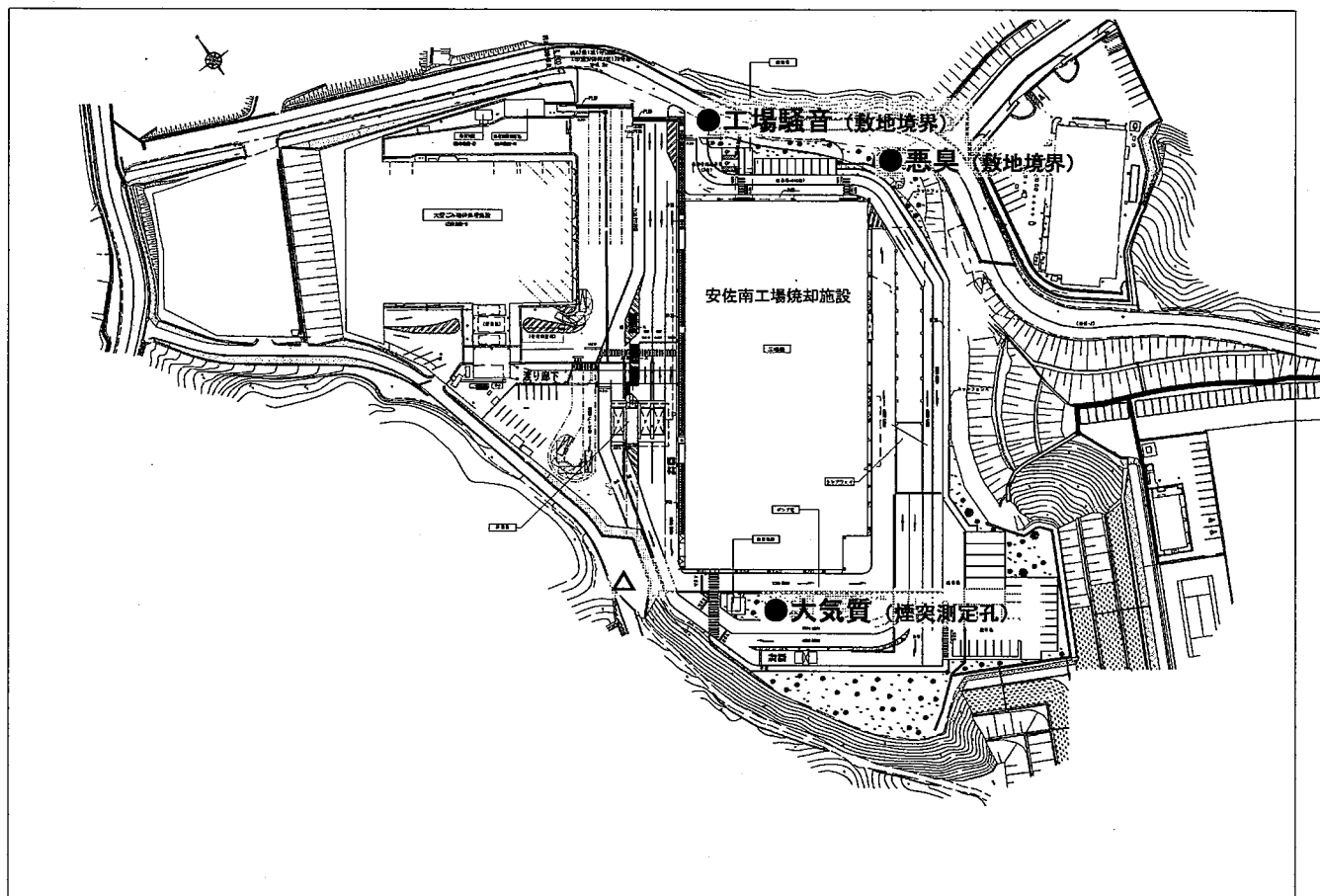
- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他のものに委託して行う場合には、その者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) を「その他」の欄に記載してください。
- 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
- 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名 (法人にあっては、その名称) 並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
- 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。



工事完了後における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査方法	調査地点及び調査頻度
大気質	ばいじん 二酸化硫黄 二酸化窒素 塩化水素	大気汚染防止法施行規則に規定する方法 (JIS Z 8808, JIS K 0103, JIS K 0104, JIS K 0107 に規定する方法)	煙突測定孔 (別図) 1回/月
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2 条に規定する方法 (JIS K 0311 に規定する方法)	煙突測定孔 (別図) 1回/年
騒音	工場騒音	「特定工場等において発生する騒音の規制に 関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商 産業省・運輸省告示1号)に規定する方法 (JIS Z 8731 に規定する方法)	敷地境界の1地点 (別図) 1回/月
悪臭	悪臭	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」 (平成7年環境庁告示第63号)に規定する方 法	敷地境界の1地点 (別図) 1回/月

大気質、工場騒音、悪臭の調査地点



※ 工場騒音の調査地点について、従前の調査地点（上図の△の地点）は虫の音等が測定結果に大きく影響を及ぼすため、平成26年度から、虫の音等の影響が小さい道路側の敷地境界で、騒音の発生源に近い地点へ調査地点を変更しました。

工事の完了後における事後調査結果

1 大気質（ダイオキシン類を除く）の調査結果

施設の稼働に伴う排ガスが安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、ばいじん、二酸化硫黄（硫化硫黄物）、二酸化窒素（窒素酸化物）、塩化水素について、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査日、調査地点において、公害防止に係る計画目標値[※1]を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目		ばいじん		二酸化硫黄 [※2] (硫黄酸化物)		二酸化窒素[※2] (窒素酸化物)		塩化水素	
単位		g/Nm ³ (O ₂ 12%換算値)		ppm(O ₂ 12%換算値)		ppm(O ₂ 12%換算値)		ppm(O ₂ 12%換算値)	
法規制値		0.04		920		250		430	
公害防止に係る 計画目標値		0.01		8		50		30	
調査地点		1号炉 煙突	2号炉 煙突	1号炉 煙突	2号炉 煙突	1号炉 煙突	2号炉 煙突	1号炉 煙突	2号炉 煙突
調 査 日	H30. 4. 13	— [※3]	0.002 未満	—	0.8 未満	—	19	—	2 未満
	H30. 5. 18	—	0.002 未満	—	0.8 未満	—	34	—	2 未満
	H30. 6. 8	—	0.002 未満	—	0.7 未満	—	17	—	2 未満
	H30. 7. 6	—	0.002 未満	—	0.7 未満	—	22	—	2 未満
	H30. 7. 20	0.002 未満	—	0.7 未満	—	9	—	2 未満	—
	H30. 8. 24	0.002 未満	—	0.7 未満	—	26	—	2 未満	—
	H30. 9. 7	0.002 未満	—	0.7 未満	—	12	—	2 未満	—
	H30. 10. 5	0.002 未満	—	0.9 未満	—	15	—	2 未満	—
	H30. 11. 2	0.002 未満	—	0.9 未満	—	16	—	2 未満	—
	H30. 12. 17	0.002 未満	—	0.8 未満	—	22	—	2 未満	—
	H31. 1. 11	0.002 未満	—	0.9 未満	—	22	—	2 未満	—
	H31. 1. 30	—	0.002 未満	—	0.8 未満	—	19	—	2 未満
	H31. 2. 15	—	0.002 未満	—	0.8 未満	—	17	—	2 未満
	H31. 3. 5	—	0.002 未満	—	0.8 未満	—	17	—	2 未満

[※1] 公害防止に係る計画目標値は、法規制値よりも厳しく設定した値です。環境影響評価書においては、計画目標値を基に、地形や気象のデータを用いて予測した結果、環境への影響は小さいと判断しています。

[※2] 二酸化硫黄は硫黄酸化物、二酸化窒素は窒素酸化物の値としました。

[※3] 調査日に稼働していなかった炉は、測定を行っていません。

2 大気質（ダイオキシン類）の調査結果

施設の稼働に伴う排ガスが安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、ダイオキシン類について、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査地点において、公害防止に係る計画目標値を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目		ダイオキシン類	
単位		ng-TEQ/Nm ³ (O ₂ 12%換算値)	
法規制値		0.1	
公害防止に係る 計画目標値		0.05	
調査地点		1号炉煙突	2号炉煙突
調 査 日	H30. 8. 10	0.000015	—
	H30. 7. 10	—	0.0000068

3 騒音（工場騒音）の調査結果

施設の稼働に伴う騒音（工場騒音）が安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査日、時間帯において法規制値を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目		工場騒音			
単位		dB			
法規制値		朝(6-8時)	昼(8-18時)	夕(18-22時)	夜(22-6時)
		50	55	50	45
調査日	H30. 4. 13	39	47	39	35
	H30. 5. 18	36	48	38	39
	H30. 6. 22	40	50	37	36
	H30. 7. 20	44	52	37	40
	H30. 8. 24	42	50	42	38
	H30. 9. 7	41	49	44	39
	H30.10. 5	41	50	44	40
	H30.11. 2	40	48	40	37
	H30.12. 7	38	49	40	35
	H31. 1. 11	38	51	41	39
	H31. 2. 15	39	49	38	33
	H31. 3. 5	38	48	36	34

4 悪臭の調査結果

施設の稼働に伴う臭気が安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査日において法規制値を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目		悪臭
単位		臭気指数
法規制値		13
調査日	H30. 4. 11	10 未満
	H30. 5. 11	10 未満
	H30. 6. 1	10 未満
	H30. 7. 10	10 未満
	H30. 8. 2	10 未満
	H30. 9. 7	10 未満
	H30.10. 5	10 未満
	H30.11. 2	10 未満
	H30.12. 7	10 未満
	H31. 1. 11	10 未満
	H31. 2. 1	10 未満
	H31. 3. 1	10 未満

事後調査委託業者名

調査項目		委託業者
大気質	ばいじん 二酸化硫黄 二酸化窒素 塩化水素	株式会社 アサヒテクノリサーチ 広島営業所 所長 波多野 雅美 広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシスビル1F
	ダイオキシン類	中外テクノス株式会社 代表取締役 福馬 勝洋 広島市西区横川新町9番12号
騒音	工場騒音	株式会社 アサヒテクノリサーチ 広島営業所 所長 波多野 雅美 広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシスビル1F
悪臭	悪 臭	株式会社 日本総合科学 広島支所 所長 井上 稔 広島市東区二葉の里一丁目2番7号